

# 入・退会規程

(1997年10月19日 制定)

(2015年10月24日 改正)

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 本規程は、日本広告学会会則第6条第1項に基づき、正会員の入会資格に関する基準等、ならびに第8条の退会等について定める。

## 第2章 正会員

(入会資格)

第2条 正会員としての入会資格に関する基準は、次の通りとする。

- (1) 大学において広告に関する研究に携わるもの
- (2) 大学以外の研究機関、専門学校、高等学校等において、広告に関する教育・研究に携わるもので、それらの実績を認められたもの
- (3) 産業界において、広告の実務・研究に携わるもので、それらの実績を認められたもの
- (4) 大学院に在籍するもので、広告関連分野の研究を行っているもの

(権利)

第3条 正会員は、次の権利を有する。

- (1) 全国大会および部会研究会への出席・研究報告
- (2) 研究プロジェクトへの参加
- (3) 『広告科学』および『日本広告学会会報』への投稿、受領
- (4) 会員総会での発議、議決への参加
- (5) 理事選出のための選挙権
- (6) その他、正会員に認められたすべての権利

## 第3章 入・退会手続き

(入会手続き)

第4条 入会手続きは、会則第6条第1項による。 2.  
会員資格は、所定の年会費納入によって確定する。

(退会手続き)

第5条 退会手続きは、会則第8条による。ただし、逝去等の特別な事情による場合は、その限りではない。

(自然退会)

第6条 正会員については3年間年会費の滞納あるいは住所・所属機関の不明が続く時は、それぞれの期間が経過した時点で、自然退会の扱いを受ける。

## 附則

本規程は、1998年9月1日から実施する。

本規程は、2006年11月11日から実施する。

本規程は、2015年10月24日から実施する。